

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	相模原市 母子保健法による乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、母子保健法による乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和5年5月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく健康診査
③システムの名称	保健システム(健康かるて)、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条 別表第1の49項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1項第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の69の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所、市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、児童相談所長、DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市こども・若者未来局こども家庭課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8345

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所、企画財政局 企画部 情報政策課	こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所、総務局 情報政策課	事後	重要事項に当たらない (部署名の変更)
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	平成31年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)
令和3年3月30日	IV リスク対策	変更なし	記載のとおり	事後	重要事項に当たらない (変更なし)
令和4年3月4日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	① こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所、総務局 情報政策課 ② こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、児童相談所長、情報政策課長	① こども・若者未来局 こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所、市長公室 DX推進課 ② こども家庭課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、児童相談所長、DX推進課長	事後	重要事項に当たらない (部署名の変更)
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)
令和4年3月4日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先における不正な使用等のリスクへの対策 「十分である」	委託しない	事後	重要事項に当たらない (委託しなくなったため)
令和4年3月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の69の2	番号法第19条第8号 別表第2の69の2	事後	重要事項に当たらない (号ズレ修正)
令和5年5月12日	II しきい値判断項目 しきい値の時点	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要事項に当たらない (時点修正)